

農業大学校条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月16日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第3号

農業大学校条例施行規則の一部を改正する規則

農業大学校条例施行規則（昭和56年岩手県規則第34号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表第1（第5条関係）				別表第1（第5条関係）			
1 全科共通履修科目				1 全科共通履修科目			
	履修科目	履修時間	単 位		履修科目	履修時間	単 位
教養科目	くらしと心理 くらしと経済・法律 外国語Ⅰ 外国語Ⅱ 情報処理 農業基礎基礎数学 基礎化学 基礎生物 保健体育 教養基礎演習	時間 <u>255</u>	単位 <u>14</u>	教養科目	くらしと心理 くらしと経済・法律 外国語Ⅰ 外国語Ⅱ 農業情報システム 農業基礎 基礎数学 基礎化学 基礎生物 保健体育 教養基礎演習	時間 <u>240</u>	単位 <u>15</u>
専門科目	農政概論 農業経営 国際農業 農村社会・生活 農業気象 作物学汎論 野菜栽培汎論 果樹栽培汎論 花き栽培汎論 畜産概論 毒物劇物 危険物 農業機械実習Ⅰ 農業機械実習Ⅱ 農業機械実習Ⅲ 土壌学 肥料学 農業機械Ⅰ 農業機械Ⅱ 農家派遣実習 海外農業研修	国際農業を履修する場合には <u>570</u> （農産園芸学科にあつては、 <u>25</u> ）にあつては、 <u>510</u> ）、海外農業研修を履修する場合には <u>600</u> （農産園芸学科にあつては、 <u>540</u> ）	<u>27</u> （農産園芸学科にあつては、 <u>25</u> ）	専門科目	農政概論 農業経営 国際農業 農村社会・生活 農業気象 作物学汎論 野菜栽培汎論 果樹栽培汎論 花き栽培汎論 畜産概論 毒物劇物 危険物 農業機械実習Ⅰ 農業機械実習Ⅱ 農業機械実習Ⅲ 土壌学 肥料学 農業機械Ⅰ 農業機械Ⅱ 農家派遣実習 海外農業研修 <u>GAP概論</u>	国際農業を履修する場合には <u>585</u> （農産園芸学科にあつては、 <u>26</u> ）にあつては、 <u>525</u> ）、海外農業研修を履修する場合には <u>615</u> （農産園芸学科にあつては、 <u>555</u> ）	<u>28</u> （農産園芸学科にあつては、 <u>26</u> ）
[略]				[略]			
計	[略]		<u>41</u> （農産園芸学科にあつては、 <u>39</u> ）	計	[略]		<u>43</u> （農産園芸学科にあつては、 <u>41</u> ）
2 [略]				2 [略]			
備考 改正部分は、下線の部分である。							

附 則

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日の前日において現に本科に在学している者の履修科目、履修時間及び単位については、この規則による改正後の農業大学校条例施行規則別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。